

## 重要なお知らせ

### 組合員の皆さまへ 組合員資格確認について(お願い)

当JA組合員の皆さまにおかれましては、組合員届出事項や組合員資格要件に変動が生じた場合、定款の定めるところにより、速やかに書面にて届出いただくことになっております。下記のような変動があった場合には、お手数ですが最寄りの当JA各支店にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

#### <主な変動自由>

1. 組合員がお亡くなりになられた場合
2. 当JAに届出している基本情報(姓、住所等)が変更になる場合
3. 職業として新たに農業に就農した場合、もしくは離農した場合( 組合員資格変更届)

#### 【当組合の組合員資格】

##### ●正組合員資格

1. 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
2. 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
3. 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

##### ●准組合員資格

1. この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの。
2. この組合の信用事業、または購買事業、または販売事業、または共済事業を1年以上継続利用している、組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの。
3. この組合の地区外に住所を有する個人で、購買事業、または運搬・加工・貯蔵及び販売事業、または当組合が管理する特例農地を1年以上継続利用し、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの。

※当組合の地区は、会津若松市・猪苗代町・磐梯町の3市町です。